

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則案について

高校教育課
特別支援教育課

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の施行に伴う所要の改正を行う。

2 改正の内容

規則名	改正の内容
長野県立高等学校管理規則	学校に、会計年度任用の職を設置できるように規定する。
特別支援学校管理規則	
長野県立中学校管理規則	

3 施行期日

令和2年4月1日

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則案

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 4 前3項に規定するもののほか、県立高等学校に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

(特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 4 前3項に規定するもののほか、学校に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

(長野県立中学校管理規則の一部改正)

第3条 長野県立中学校管理規則(平成23年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、県立中学校に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(職及び職務)</p> <p>第14条 県立高等学校に事務長を置き、校長の命を受けて事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立高等学校に別表第3の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、県立高等学校に、事務長を補佐させるため、事務長補佐を置くことがある。</p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、県立高等学校に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。</u></p> <p>(副参事)</p> <p>第14条の2 県立高等学校に、教育長の特命に関する事務を行わせるため、副参事を置くことがある。</p> <p>(職に充てる職員)</p> <p>第14条の3 前2条に規定する職は、公立学校教員、公立学校事務職員、公立学校技術職員又は公立学校職員をもつて充てる。</p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第14条 県立高等学校に事務長を置き、校長の命を受けて事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立高等学校に別表第3の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、県立高等学校に、事務長を補佐させるため、事務長補佐を置くことがある。</p> <p>(新設)</p> <p>(副参事)</p> <p>第14条の2 県立高等学校に、教育長の特命に関する事務を行わせるため、副参事を置くことがある。</p> <p>(職に充てる職員)</p> <p>第14条の3 前2条に規定する職は、公立学校教員、公立学校事務職員、公立学校技術職員又は公立学校職員をもつて充てる。</p>

特別支援学校管理規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(職及び職務)</p> <p>第15条 学校に事務長を置き、校長の命を受けて事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、学校に別表第4の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、学校に、事務長を補佐させるため、事務長補佐を置くことがある。</p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、学校に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。</u></p> <p>(副参事)</p> <p>第15条の2 学校に、教育長の特命に関する事務を行わせるため、副参事を置くことがある。</p> <p>(職に充てる職員)</p> <p>第15条の3 前2条に規定する職は、事務職員、技術職員又は公立学校教員をもつて充てる。</p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第15条 学校に事務長を置き、校長の命を受けて事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、学校に別表第4の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、学校に、事務長を補佐させるため、事務長補佐を置くことがある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(副参事)</p> <p>第15条の2 学校に、教育長の特命に関する事務を行わせるため、副参事を置くことがある。</p> <p>(職に充てる職員)</p> <p>第15条の3 前2条に規定する職は、事務職員、技術職員又は公立学校教員をもつて充てる。</p>

長野県立中学校管理規則新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(職及び職務)</p> <p>第14条 県立中学校に別表第2の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立中学校に、別に定めるところにより、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。</u></p> <p>3 前2項に規定する職は、公立学校教員又は公立学校事務職員をもって充てる。</p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第14条 県立中学校に別表第2の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項に規定する職は、公立学校教員又は公立学校事務職員をもって充てる。</p>